カーボンニュートラルに向けた投資促進税制



産業競争力強化法のエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、 生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備を導入した場合

法人税・所得税

最大10%の税額控除(中小企業者等は最大 14%)又は50%の特別償却

計画の認定に当たっては、計画全体で炭素生産性を3年以内に15%以上(中小企業者等の場合には10%以上)向上させることが求められます。

企業区分	炭素生産性の向上率	税制措置
中小企業者等 (注)	17%	税額控除14%又は特別償却50%
	10%	税額控除10%又は 特別償却50%
中小企業者等以外の事業者	20%	税額控除10%又は 特別償却50%
	15%	税額控除5%又は特別償却50%

注)中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の6第9項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の7第6項第1号に規定する中小企業者をいいます

対象者

青色申告を行う法人、個人

対象設備

事業所の炭素生産性を1%以上向上させる

機械・装置、器具・備品、建物附属設備、構築物、車両(鉄道車両)

農場・ハウスでの生産

電力・燃料調達

工場での製造

- ・農業用設備の効率化・ヒートポンプ導入等
- ・太陽光発電システム導入等
- ・ボイラーシステム効率化
- ・廃熱回収システム導入
- ・ラインの処理能力向上等

お気軽に御相談ください!!



炭素生産性とは?

炭素生産性=

事業所の付加価値額

事業所のエネルギー起源 二酸化炭素排出量

※付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費

(例) 1 つの設備当たり 100 千円 設備を省工ネ性能の高いものに更新 100 千円 99 t- CO2 100÷100=炭素生産性1.000 100÷99=炭素生産性1.010

必要な手続き

計画の申請

✓ エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画を作成し、農 林水産省大臣官房新事業・食品産業部に申請。

(認定後) 設備の取得

✓ 農林水産省から認定を受けた後、設備を取得。

税務申告

✓ 対象設備を事業の用に供した年度の税務申告に際し、計画の認

実施状況報告書提出

✓ 事業年度ごとに計画の実施状況を報告。

業種お問合せ先電話番号

食品関連事業者 農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 農林漁業者 外食・食文化課 食品口ス・リサイクル対

展構が進行 人民官房制事業・民間産業部 03-3502-8111 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室 03-3502-8111

定書の写し等を添付。

制度の詳細は経済産業省HPをご確認ください。

経済産業省HP: https://www.meti.go.jp/policy/economy/kyosoryoku_kyoka/cnpoint.pdf

